平成２２年（フ）第５５０号
岡山市北区田中102番地103　フロム24―306
債務者　中川　**雅**晴
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０５号
熊本県水俣市陣内１―11―18ファミール陣内Ｂ203、住民票上の住所熊本県葦北郡芦北町大字古石772番地
債務者　岩間　京子
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月15日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第６１１号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒1101
債務者　今塚　正雄
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６１２号
愛知県豊田市生駒町大坪17番地　キングスコート豊田生駒1101
債務者　今塚　栄子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月25日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
島根県出雲市東福町243番地47　雇用促進住宅雲州平田宿舎１―108、前住所島根県出雲市上塩冶町2341番地３　美人ハウス101
債務者　加納　幸恵
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第５２０号
静岡県浜松市南区安松町63番地の７　グリーンハイツオオバ３―Ｅ号室、前住所静岡県浜松市南区本郷町1328番地の６　メゾンラフィーネⅢ301号室
債務者　**葉**科　達也
1　決定年月日時　平成22年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２１７３号
横浜市戸塚区深谷町55番地63　髙橋方
債務者　高宮まり子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第１１１３号
福岡市博多区博多駅東３丁目12番12号
破産者　有限会社装建
1　決定年月日　平成22年８月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１３５号
鹿児島県薩摩郡さつま町虎居5179番地
破産者　指宿ともみ
1　決定年月日　平成22年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２１年（フ）第３８０６号
愛知県半田市岩滑中町２丁目50番地
破産者　株式会社ケン・コーポレーション
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４６２号
岐阜県各務原市鵜沼大伊木町1491番地の18
破産者　鵜沼石産株式会社
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１２８７号
名古屋市緑区尾崎山１丁目401番地
破産者　有限会社リセット
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０５１号
福岡市博多区博多駅東１丁目２番５号
破産者　有限会社アイテレコム
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２４３０号
福岡市博多区上呉服町２番115号
破産者　株式会社スーベニール
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８３号
福岡市中央区笹丘２丁目17番32号
破産者　有限会社ゆうこう
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３００号
福岡市早良区高取２丁目17番45号　高石ビル
破産者　有限会社ＡＰＰＬＡＵＳＥ
1　決定年月日　平成22年９月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第４０４４号
北海道北見市東陵町180番地１
破産者　株式会社ＳＥＡＳ
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４７号
栃木県鹿沼市府所町171番地３　たつみハイツ202号、開始決定時の住所栃木県鹿沼市西茂呂３丁目27番地17
破産者　蒲谷　英男
1　決定年月日　平成22年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係